

意見書

平成25年2月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成25年度の加入光ファイバ接続料の改定（補正）」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

【平成25年度の加入光ファイバ接続料及び平成26年度以降の接続料算定方法について】

F T T Hサービスの市場環境としては、依然として超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率が5割に満たない（※平成24年9月末時点、総務省公表値）ことや、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「N T T東西殿」という）の市場シェアが7割を大幅に超える寡占状態（※平成24年9月末時点、総務省公表値）に大きな変化は見られない状況にあります。

より健全な競争環境を実現するには、これまで以上に多様な事業者のサービス競争による利用者料金の低廉化や利便性の向上、新たな需要の創出を目指した市場環境が必要であり、そのためには一層の接続料低廉化による新規事業者の市場参入が必要と考えます。

平成26年度以降の接続料算定に関する検討にあたっては、N T T東西殿のコスト削減インセンティブが機能し、更なる接続料低廉化を実現するため、引き続き将来原価方式を採用すべきと考えます。

【乖離額調整制度について】

乖離額調整制度については、総務省殿による乖離額調整に係る検証において、「おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びている」と評価されていることもあり、特例としての乖離額調整制度の適用については、見直すべき時期にきていると考えます。

ヒストリカル接続料における調整額に関しても既に接続事業者から指摘されているとおり、接続料の不安定要因となることや結果的にコスト回収が可能となることによるN T T東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないこと、接続事業者との公正競争の観点から、平成26年度以降の接続料算定として将来原価方式を継続する際には本来の原則に則り乖離額調整制度は廃止すべきと考えます。

【エントリーメニューについて】

エントリーメニューについては、平成24年3月29日付けの情報通信行政・郵政行政審議会答申において、多様な事業者のF T T Hサービス市場への参入の弾力化を目的の一つとし、N T T東西殿の光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置として早期導入を図ることが適当とされました。また、N T T東西殿からの接続約款変更認可申請（補正）の認可にあたり光配線区画の見直しが完了するまでの間、N T T東西殿に対し半年ごとに総務省に報告を行うことが条件として付されています。

光配線区画の見直しについては、目安となる完了時期や見直し完了と判断する基準が明確になっていないことや地下配線エリア比率が高い都市部では効果的な見直しが見込まれ

ないこと、エントリーメニューについては非競争地域のみ適用されるメニューであることなどの課題があることから、NTT東西殿の光配線区画の見直しに係る状況及びエントリーメニューの事業者利用状況は、競争事業者にとっても市場の動向を把握するために必要な情報と考えます。

従って、競争評価や公正競争レビュー制度にて光配線区画の拡大状況とエントリーメニューの利用状況の情報公開を行い、競争状況との関連性についてオープンに評価・分析していただくことが望ましいと考えます。

以上